長することは、国民すべての願い

家庭と社会がともに児童

が五才未満の児童であること、又一 育しており、そのうちの一人以上 で十八才未満の児童を三人以上養

児童が心身ともにすこやかに成

重于当

制

度

(1

民

生

支給の方法

わ

をもつものと思われます。

この「児童手当法」の成立については超党派で推進され、

国民の要望も強く

「教育の時代」

といわれる今後にとってその創設は大きな意義

か

くよう望んでおります。

(-)

児童手当を受けることができ

3

児童手当を受けるための手続

き支給を受けるためには、

注所地

担当係にお問い合せ下さい。

以上が概要ですが詳しいことは

と次代をになう児童の健全育成、 することになり、家庭生活の安定

童のうち出生順に数えて三人目以

児童手当の額は三人以上の児

降の児童で昭和四十二年一月二日

人に

資質の向上をはかることを目的と



行 発 河 辺 村 公民館

集 編 館報編集委員会 電話(河辺)5番

尾上印刷所

肥 童 当

来年 月からス Ħ 請を早

成するために、児とのたび国では、

児童手当を支給することに

なりまし

7c 全に

を健

(支給の要件)

家庭生活の安定をはかり児童

目

※満5才未満の子

人でする。

な下

は狙撃孫を養育している祖父又

姉を養育している兄又

父親又は母親

院で今後の拡充を望む付帯決議がついに成立しいよいよ来年一月一日からスタ わが国に残された最後の社会保障といわれた「児童手当」が、五月の衆参両

③四十九年四月からはじめて法律どおり、 年一月から四十七年度一ぱいは支給対象を五才未満 出が少ないので以下民生係からの説明等をご覧の上、早めに申し出ていただ 役場民生係ではさきに村政委員を通じて周知ねがっておまりますが、 しかし同法は実施にあたって三段階の経過措置を設けてありますため、 中学校在学中の子どもにも支給され ②四十八年度は十才未満

日本国内に住所がある日本国民 | の市町村長に認定請求書を提出 月の三回に分けてそれぞれ前月ま 役場担当係に申し出て下さい。 で該当すると思われる方は早目に なければなりません。すでに認定 す。その後は毎年度六月、十月二 四十七年 の二月から支払をしま あると認定した人に対して、昭和 請求の受付けを始めておりますの 児童手当は市町村長が資格が 係 児童手当の申し出は10月1日から市町村役場で受付けています

17 オ

Ö

10 オ

0

18 才未満)

早めに印かんを持って市町村役場へ申し出てください。

% ◎この 2ッの条件にあ **※** 支給を受けられる人 例

てはまる人は児童手 当がもらえます

童手当の額 一ケ月分が三、〇満5才未満で、 (18才未満子どん以上の子ども

※所得の額が、 を養育している

な下 人が二〇〇万円

○国籍が外国にある方は支給対象となりません。で市町村役場へ尋ねてください。○子どもが施設に入所していても児童手当がもらえる場合がありますの

3人目以降の 子ども一人につい T

合がいる場合がいる場合 15才〇 (18才未満) 9才() 3才 -| 合がいる場

れますが、昭和47年の1月分と2月分は、3月に支給されます。⑩認定されれば毎月2月・6月・10月の3回にわけて市町村から支給さ必ず印かんを持参してください。⑪認定を受けてください。⑪思定を受けてください。⑰鬼童手当の支給を受けようとする人は、市町村役場に申し出て、市町の児童手当の支給を受けようとする人は、市町村役場に申し出て、市町

○くわわりい ○公務員 ○との児童手当は、昭和四十○との児童手当は、昭和四十 いことは市町村へお問合せください。れます。 (国・地方公共団体・三公社の職員) \bigcirc にも支給されるというように、次第に範**四十九年四月からは、**3人目以降の**小学八年四月からは、**3人目以降の**11才未満** は 勤務先で直接認定・支給

ばなりません。れぞれ分担しています。これぞれ分担しています。これでれ分担しています。これではなりません。 子の ど願子国もいど・ のがも県 健こを。 全も心市育つ身町 成たと村 のおも。 た金に一 めで健般 VC. すや事 °か業 に主 わ 育が

課題であります。

会全体の要請にも対処する重要な 老人の要請に対するのみでなる IJ 村

(S.46.11.1 現) 680 2,848 男 1,436 女 1,412 (S.45.11. 帯 数 2,921 男 1,479 女 1,442 (S 40.11.1 現) 世帯数 831 3,725 男 1,855 1,870 出生。死亡

(死亡) (出生) 男(12 女 20 女 13

> 十一月 澄み

の朝

|い」との要望がしきり。とうとう|てこられる老人は、家で働らける

|人クラブに 割。当 てたが、その後| 最近の老人の座は孤独であると

「昼食は自弁でとるから参加した

いわれる。しかし、学級に集まっ

るのでは……と当初心配したこと」により家族や社会と結ぶつき、孤 |会の延長のような受取りかたがあ|い。ないというより、働らくこと |百名以上の学級に盛り上り、敬老||方が殆どであるためか孤独さはな

あふれる老人の笑顔 *あけぼの学級始まる*

川の両谷あれ 紅葉も美し を走る国鉄バ も 杞憂となった。 た秋晴れの スとマイクロ

したがって学習にも意外の熱が

い。村内にも独居老人及び老人だ

けの世常合せて四十名余りの方は

独を 克服して いるのかも知れな

たしかにしあわせとはいえない。

予定してを 老人学級に バスは、 老人たちで つまる元気 村の にあ | 発言殺到。日程最後の講演「老人 は入り、映画のあとの話し合いも

各老にた。 笑に包まれ、講師の大洲市図書館

けは五十名を すなど、さかんな学習ぶりであっ であろうか。各地区別に帰り便の 最初の蓋あ | ち握手を求める老人たちがとび出 | 何をしてあげ、何をしておくべき 〈な|と生きがい」では、終始明るい爆 長宮元数美先生降壇されるや、忽を豊かにするために、私たちは今 して何年か後にくる私たちの老後 老人たちのしあわせのため、そ

りながら、この老人達が家に帰っ ずにおれなかった。 り出して下さることを心から祈ら 貸切バスに乗り込む老人達を見送 て家族からいたわりの言葉で迎え 次の学級にも又、優しく送

帳に登録されている七十五才以上 四十六年十月一日現在、住民基台 養者であること。 才に達した老人である。国保の被 の老人、又は十月一日以降七十五 保険者及びその他社会保険の被扶

る。村長は資格の有無を確認して 付資格者証」の交付の申請をす した者は、村長に「老人医療費給 日現在七十五才に達している者 一資格者証」を交付する。(十月 十月一日以降に七十五才に達

老人 度に 医 民生係

豕族にとって、今や、重要な問 **規況の中で老人にとって、又その りますが、県はこれらの問題の重** 養の義務観念さえ薄らぎつつある | 檢討が加えられているところであ と失った老人に対して最近では ありかつ深刻な問題でありま 老人の医療費問題は、経済能力 これを解決することは、 単に | 実施いたしました。その概要、手 | 受ける。 |題||要性を認め、国より一歩先んじて 十月一日より、県単独事業として れが制度の実施についていろいろ そこで国においても、現在、こ حے

場で自己負担額相当額の払戻しを 者は、証明書等、印鑑をもって役 |⑤ 医療機関の証明を受けた対象

·社 続きは、次のとおりであります。 一、概要と手続きの方法 給付の対象となる者は、昭和一さい。 ことは役場民生係へお問い合せ下 以上が制度の概要ですが詳しい



老

2 は資格者証は交付済)

保険証とともに資格者証を医療機 対象者が診療を受ける場合は

上証明をうける。 療機関において所要事項を記入の 用紙を貰って前月診療を受けた医 め村から「老人医療給付申請書」 関の窓口に提示する。診療等を受 で一時窓口で一部負担金を支払ろ けた場合は「償還方式」であるの 診療を受けた対象者は翌月始 (領収証を貰う

をしのぶ古い石段が

ている、そして往時 垣が寺屋地跡に残っ

くずれかかって雑草

所といえる。寺跡といっても、 え、水も近くにあり条件の良い 橡谷、赤ケ滝 部落も 一目に見

時頼がこの地に来遊して寺を建

と犠牲をはらってこの橋を完成

したので橋名をつける際に関係

いう人でこの庄屋が大変な熱意 っていた頃の庄屋は城戸円蔵と

今の 大字橡谷が 橡谷村と言

うそか誠かそれは知らぬが、

てた。よって寺号を西明寺と称

かげもない。古い石 今は寺としての見る まま復旧もされず、 いた本堂がたおれた で、それまで建って

西

明

語

寺の跡からは橋づめ、松の窪

けたと言われている。

座ってござるのが、たいそうい のこの世だよと言わんばかりに

体散らばって、流転 かねた石地蔵尊が数 が繁り、風化に耐え

を物語る入道西明時頼が植えた

村(今は大字植松)というよう

と祈り、

円永橋と名づけたとい

次号につづく

円蔵さんが永いきをするように 者達は、感謝の気持ちをこめて

になったというのである。

という。だからこの地方を植松

し、又一本の松を記念に植えた

という松もすでにない。

寺のある頃からあったものか

その後、

久しく後の世のこと

文化財保護委員 名本勅滋

ちろん植松という地名の起こり

さしたる古木も老樹もなく、も

- ルばかりの小道を登ってゆく 河辺村役場から約百五十メー

たましく感じられる。

どうかわからないが紫色の濃い

であるが、橋づめの橋がおそら

屋地石積みの下は、昔は日の

わ

による交通事故によって多くの人|なければならないと思います。

運転者、歩行者、管理者の不注意

いただいて、お互いが協調し合わ

松山地方法務局

人権擁護委員連合会

מל

がある。その宅地よ

り、ゲジノ尾をおりて大成方面 平から橋づめに通う大通りであ

かのようである。

りかけ今の世をはかなんでいる 木蓮が咲いていて、遠い昔を語

明七年四月二十五日交は寛政八 く流れた時のことであろう。天

から橋づめに来る要路ともなっ

と、松本春雄さん宅

敷跡がある。 の段に、西明寺の屋 り十メートルほど上

昭和十八年の台風

畑があたり一面に続いている。

位栗と桑畑に変っており、段々

を巡り地方の民情を視察し、幕 執権を退き、僧侶となって諸国

のことである。堰や橋の復旧は

堰を復旧し橋を架け替える時

でもある冬向きの水の流れの少 春夏秋は出来ないので、農閑時

ない時候を選ばなければならな

権だった北条時頼は考えあって

ある)

今は昔のこと、鎌倉幕府の執

は寛政八年八月の頃と思うので

年八月十一日であろうか(筆者

府に献言して北条氏の善政を助

今日では、寺屋地に約一反半

週 間

りが基本的人権を尊重する気持ち ます。人権とは「人間が幸福な生|生活権を軽視することによって起|等の所得保障の充実等が必要であ を身につけるよう呼びかけており 心をするために必要な権利」であ この一週間を国民のひとりひと | 命が損傷され、暴力による人権の | して与えられた侵すことのでき一ろことができます。 「すべての人間が生まれながら | の欠如に基因する行為であるとい 害、これらは何れも他人の人命、 きるもので、つまり「人権意識」 侵害や騒音、 震動、悪臭などの公 ることは言うまでもありませんが の整備充実、在宅医療対策、年金 一療の無料化、 策の貧困を指摘するまえに、先づ わたし達個人個人はそれらの諸施 老人の福祉優先のためには、 医療機関、福祉施設

重し合わなければならないことは ひとりもお互いに他人の人権を尊 んですが、わたし達国民のひとり 行政のうえで、国民の人権を尊重 会を築くためには国が立法その他 ない永久の権利」です。 なければならない

ことはもちろ したがって、明るく住みよい社 県内での独居老人は約三、三〇 まって孤独老人の焼死、放火自|故、公害等をなくするためには、 暮しの老女が焼 死したことに始 扶養拒否等が相次ぎました。現在 本年は元日早々に松山市内で一人 殺、病苦自殺、看取人のない病死 老人の人権問題につきましては ることが大切です。 敬老の精神を養なうことに努め 老人問題をはじめ暴力、交通事

障が与えられております。 ことがあってはなりません。しか た自らを回顧し 「若い者との世代 する気持ちをもちたいと念願いた 言うまでもありません。 し、現実の問題として町や村では ら奪われたり、損なわれたりする 人権の一つとして憲法で最大の保 生活権等に関する権利は、基本的 これら個人の基本的人権は他か わたし達の身体、生命、財産、 の相異を諦観する」よう心掛けて |ければなりませんし、老人もま|に、それ以上に他人の人権を尊重 功労者である」ということを十分 ともに「現在の文化社会を築いた」 ○人を数える実情でもあります。 立場にある」ということを知ると も経済的にもまた肉体的にも弱い に認識して、 敬愛の精神を深めな | の権利を守るよう心掛けるととも わたし達は「老人は 社会的に いうことについて再認識し、自分 るにあたり、いま一度「人権」と くられるものと信じます。 明るい住みよい理想的な社会がつ らないという気持ちに徹してこそ って、他の人に迷惑をかけてはな 身体、生活権等の人権を尊重し合 わたし達個人個人がお互いの生命 します。 第二十三回「人権週間」を迎え

~

∵くりのせん定

なくなると、樹の外側だけに ど厳密なせん定をする必要はな 結果して収量があがらなくなり いが、横の内部に光線が入ら そこで、大きい枝なども適度 くりのせん定はほかの果樹ほ

放任しておくと、果実はなるけ います。 れども、小果となり収量はあが らず、中枝や下枝が枯れてしま 落葉果樹は、せん定しないで

十二月四日か

る必要があります。 量をあげるために、せん定をす そこで、良い果実を作り、収 落葉果樹のせん

ころまでが最も良 間中ならいつでも の十二月から1月 良いが、落葉直後 定時期は、落葉期 口うめのせん定

十二月が適期です。 うめの結果習性は、二年生の うめのせん定は、

い時期です。

結果枝は、ももとちがい、長 結果枝を多くつけるような

早く実施すること

が大切です。

損失が多くなりま

すので、なるべく

芽をはじめた時期

遅くなって、萠

に行うと、栄養の

徒長枝が発生し、結果量が少な せん定をしましょう。 うめは、せん定が強くなると

行なって、樹の内部にも結果す るような樹にすることが大切で の間引きや、樹を間伐、縮伐を

をする必要があります。 みると、思い切った間伐、 現在の地区内の、園の状態を

定

ります。

度に、残せるだけたくさんの枝 くなりますので、日照不足など の短果枝によく果実をつけるの 果枝より、三~一〇センチ程度 になって、 枯枝を生じない程

を言います。

枝に着花し、それが結果枝とな 開花しない

体内に蓄積さ|五、

のが、疲労の上手な回復法であり 今日の疲れは今日のうちにとる|少なくする為には な状態にしておく。 睡眠と栄養を充分とり、

つくっておくこと。 精神を安定させておく。 次の過労を誘導します。

れた状態を言います。 回復法の二つに分かれます。 般的疲労回復法と、誘導的疲労 疲労の回復方法は大きく分けて 般的疲労回復法とは、休養

リェーションを言います。 浴、マッサージ、気分転換、 疲労をなくする、または疲労を

を残すようにすることが大切で

奮が高まり、十二時以降は なごやかな家族関係を作り 就寝時間が遅れると大脳の 般

> 月三十一日までに生れた方で、河辺村に住民登録をされている次 の二十六名の方が該当されます。若し、名簿もれの方がありまし

来年一月十五日は成人式です。昭和二十七年一月一日から十二

簡素な服装で出席を……

月十五日は成人式

たら、十二月二十五日までに公民館宛で連絡下さい。

一三名 女子 一三名 計 二六名

三、家族の協力が得やすい家庭を 過労は、睡眠が不定型となり

回復法とは、散歩、柔軟体操、入 養をとることを言い、誘導的疲労 (休憩、睡眠、休日、休暇)、栄

ってもとの状態に返り、病的疲労 当然の疲労が、睡眠とか休憩によ 疲労があり、正常な疲労は、健康 分解残物が体内に蓄積された状態 また、正常な身体なのです。 人が身心を動かした場合に生ずる によってエネルギーが消耗され、 疲労には、肉体的疲労と精神的 疲労とは、身心を使用すること 当然の結果の疲労が睡眠や休一四、無駄をなくする。

以上のようなことを心がけま ってする。流れにのる。 特に家事労働は、精神的な疲労

レク う。そして、健康で明るい家庭を 築きましょう。 心の持ち方で改善出来ることなの 心をおおらかに持ちまし

(大洲農業改良普及所

が大半をしめております。これは 年 成 人 者 名 簿 落 名 部 氏

7 4 部 落 名 龍 五 頭 清 成 治 信 大 森川 川 昇 松 尾 美智子 宮岡 11 八重子 野 繁 出 合 孝 子 柴 智 秋 向 熊の坂 田 徳 男 祐 子 赤ケ滝 新 坂 本 沼 子 竹の瀬 なおみ 三久保 富美雄 郁 子 地 中野 博 子 子 真理子 守 带" 宮 谷 徳 岡 昇 天 福見 美 用の山 野 水 日 除 日其川 Ш 新 富 永 田 健

あぶ な 感電

きております。 電線に接触したり、ダンプカー 宅地造成の作業中に建築材など けて線路を損傷する事例が多数お 最近、配電線近くの建築現場や | かっている 」 「電線に物がかかっ ルトーザーが電柱や支線を引掛 」が|ている」など、異状を見聞きされ た時はお知らせ下さい。 防止ができますし、又停電しても 事故捜査が早くなり、停電時間も 知らせを受けますと停電の未然

私にわたりで温情を戴きまし

た。立村以来二十年の間、公

九月末で 退職いたしまし

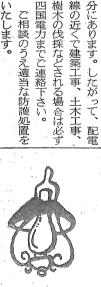
編集室から

かけたり、最悪の場合は作業者や 般通行人が感電される危険が多

なって一般ご家庭に大変ご迷惑を

お願いいたします。

このような場合は、事故停電と



四国電力植松営業店

短縮されますので何分のご協力を げます。 民館勤務を命ぜられました。 を賜りますようお願い申し上 いと存じます。よろしくお願 初心にかえって勉強いたした 微力を恥入っておりますが、 げ、将来とも相変らぬで厚情 た皆さまに厚くお礼を申し上 一月一日付の異動で再び公 名 本 勅

い申し上げます。 **企民館** 戸 田 旗 明

樹木の伐採などされる場合は必ず 線の近くで建築工事、土木工事 ご相談のうえ適当な防護処置を か電

四国電力までご連絡下さい。

線から火が出た」

「電柱が倒れ

なお「電線が切れている」

いたします。